

秋山晃一議員

第1 標題「児童の放課後の居場所の整備について」

1 回目の質問

日本共産党の秋山晃一です。

9 月定例会において一般質問を行います。

今回の質問は、第1 標題「児童の放課後の居場所の整備について」、執行者の考えをお聞きします。

まず、第1 標題「児童の放課後の居場所の整備について」お聞きします。

最初に小学校に就学する児童の放課後の居場所として定着している放課後児童クラブについてお聞きします。

放課後児童クラブは歴史的に見ますと、学童保育と呼ばれ、戦後の1948年頃から大阪や東京で誕生して全国に広がってきました。最初は民間の取り組みとして始まったものですが、国による制度化を求め、1997年によりやく「放課後児童健全育成事業」という名称で児童福祉法に位置づけられました。当市での事業もこの時期に始まっています。

今日、市が実施する放課後児童クラブは16カ所となり、利用する児童も多く、小学校に就学する児童の放課後の居場所として貴重な位置を占めています。そこで「放課後児童クラブ」をさらに進めていただくために、指導員の処遇の改善についてお聞きするものです。

2023年4月の子ども家庭庁の発足を機に、子ども政策に社会的な関心も集まり、国においても様々な動きがあり、2024年度予算に「運営費における常勤職員配置の改善」が予算計上されました。これは「子ども未来戦略」をふまえて、安定的な運営を図る観点から、運営費の補助金に「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助金額を創設するものです。

これは、施行から20年以上がたつ中で、従来の安全に過ごせばよいという指導から一歩進めて、国としても常勤者を置くことで、より内容のある子どもの放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブを作っていく考えに立ち予算化されたと考えられます。

全国学童保育連絡協議会は指導員の行う仕事についてこのように整理しています。

- ・子どもが安全に安心して過ごせる生活を守る。

- ・放課後や学校休業日を過ごすために必要とされる基本的な生活内容をつくる
- ・子どもたちが遊ぶための環境の整備と、援助を行う。
- ・子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う。
- ・保育内容を記録する。
- ・保育内容に関する情報の共有のための会議や打ち合わせを行う。
- ・連絡帳などを通じて子どもの保護者に伝える。

などです。

これらの指導員の仕事について、この整理にあるような仕事を追い求めていくにあたっては常勤の指導員もいることが望ましいのではないのでしょうか。

少子化の中で、一人ひとりの子どもを大切に放課後児童クラブを運営していくことを考えますと、富士吉田市のクラブも常勤の指導員の配置及び非常勤職員の賃金の引き上げを検討して、より良い放課後児童クラブをめざすべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

次に、18歳までの児童の居場所についてお聞きします。このことについては、放課後児童クラブの専用施設も兼ねる場所として、また、それだけではなく中・高校生世代の活動の場、居場所、地域の方々や高齢者との交流の場であり、乳幼児親子の子育て支援から18歳までの児童の活動を支える施設としての児童館の整備について、たびたびお聞きしてまいりました。

2016年には今の子育て支援センターを、児童館機能を有した施設として運営し、この施設を充実させたのちに、その後各中学校区内に整備していくというような答弁もあったと思います。しかし、その後の進展が示されていないように思われますので、ここで改めて、児童館の整備については現在どのようにお考えかお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

秋山晃一議員の児童の放課後の居場所の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、放課後児童クラブへの支援員の配置についてであります。本市におきましては、クラブに入所する児童が、楽しく遊び、また、安全に安心して過ごせる生活の場としての充実を図ることが何よりも重要と考えております。この考えの下、本年5

月に国が見直しを行う前から、全てのクラブで、国の補助基準で定める常勤職員について2名以上配置する運用を継続実施してきたところであり、これにより、保護者の皆様も安心して子供を預けることのできる体制が整えられているものと認識しております。

今後におきましても、引き続き必要とされる支援員の数の確保や質の向上など、クラブ運営の充実に積極的に取り組んでまいります。

次に、支援員の待遇改善についてであります。現在、本市が設置している16のクラブの支援員は、全て、会計年度任用職員として採用しております。会計年度任用職員における報酬等の待遇につきましては、条例や規則等に規定し、これまでも人事院勧告や本市の財政状況等を踏まえ対処してきたところであり、引き続き適切に対応してまいります。

次に、児童館の整備についてであります。令和3年1月に市内の中学校や高校に通う生徒を対象に中高生の居場所に関するニーズについての調査を実施したところ、生徒が放課後に過ごしたい場所と実際に過ごしている場所の回答は共に自宅や部活動、習い事等が多くを占めており、生徒のニーズと実際に過ごしている場所が一致していることを確認したところであります。

このアンケートの結果を踏まえ、子ども・子育て会議において、児童館の整備については「新たな児童館の開設は見送り、児童館的機能を兼ね備えた子育て支援センターにて、子育て支援事業の充実を図ることが重要である」との意見が示されていることから、今後におきましては、これまでの児童館という形にとらわれず、子育て支援の地域ニーズに対応するべく、更なる子育て支援センターの児童館的機能の充実や地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業の拡充等、市民が求める子育て支援施策を推進してまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。2016年にお聞きした時にも学童保育として始まった放課後児童クラブの歴史を述べさせていただきました。その時から8年が経過して、さらに放課後児童クラブは充実してきました。前進してきたからこそ次のステップへ移行すべきだと質問をさせていただいています。

1 回目の質問で子ども未来戦略をふまえて、運営費の補助金について、「常勤の放課後児童支援員 2 名以上配置した場合」と述べましたが、ここで国が示している「常勤職員」とは社会的にイメージされている常勤職員でなく、児童クラブの開所している時間に勤務している職員ということになり、4 時間の勤務であっても常勤職員ということになります。答弁にありました常勤職員ということも国が示すところでは常勤職員ともいえると思います。

放課後児童クラブであっても、答弁にもある通り、子どもの権利条約の一般原則とされている、「生命、生存及び発達に関する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」が大切にされるべきですし、その条件として放課後児童クラブの支援員の複数体制を実施してきたことは先進的なことですが、ここまで進んできたのですからさらに先の考えはいかがか、とお聞きしました。

子どもの権利条約に示されていること、そして答弁された放課後児童クラブで重要と考えることを実行しようと考え、放課後児童クラブにおいて、「子どもがいない時間にも仕事がある。」と 1 日 8 時間勤務の正規、そして社会的に常勤とされるような勤務のあり方についての検討が必要だと考えますがいかがでしょうか。会計年度任用職員として採用しているとの答弁もありました。これも長時間勤務でなければ時間給の労働形態となり、しっかり長時間勤務していただくほうが、処遇としての効果を発揮すると思います。いかがでしょうか。答弁を求めます。

2 回目の市長答弁

秋山議員の 2 回目の御質問にお答えいたします。

放課後児童支援員の勤務の在り方についてであります。市が設置している 16 のクラブでは、学校休業日を除き、下校時から午後 6 時 30 分までの間、開所することとしており、クラブに従事する職員におきましては、このうち、原則 4 時間を基本とする勤務形態にて運営を行っております。

放課後の児童受入れに当たりましては、その準備として、保護者からの連絡の確認、施設内の清掃、職員間の打合せなど、児童のいない時間帯に必要となる作業もあるため、各支援員は、学校の時間割等に応じて出勤し、対応しております。

その後、児童の受入れや見守り支援等を経て、午後 5 時過ぎには、多くの家庭でお迎えがあり、クラブ内に在所する児童の数が少なくなる時間帯も生じてまいります。

こうした時間帯に各支援員は、日誌や出勤簿の作成、特記事項の記録など、クラブ運営に必要な事務処理を児童の見守り支援と並行して行い、その後、全ての児童のお迎えが終了した後、午後6時30分までの間に、施設の清掃、職員間のミーティングなどの業務に従事することとしております。

このように、クラブ運営の実情として、現状の勤務形態により、必要とされる支援が十分に実施できているだけでなく、その運営に係わる職員間の緊密な情報共有を図るなかで、利用する児童にとって、より良い遊びの場、生活の場を提供できているものと認識しております。

したがって、現状の支援員の勤務形態につきましては、長時間勤務の体制に変更していく必要はないものと考えております。

以上、答弁いたします。

3回目の質問

3回目の質問を行います

放課後児童クラブの支援員の勤務について、丁寧に答弁していただきました。制限された時間の中で支援員のみなさんが大変苦勞をされて、より良い放課後児童クラブにと取り組まれているのはよくわかります。

それでもなお、子どもの居ない時間にも勤務する支援員を置くことの必要性を考えます。学校の教員や幼稚園の教諭が、子どもが下校、退園したら勤務が終わりとはならないように、同じ子どもと向き合う仕事として、放課後児童クラブの支援員の勤務も同じように考えられないのでしょうか。子どもたちの心の発達はダイナミックであると同時に繊細です。小学校1年生にとっては、学校生活と同じくらいの時間を過ごす放課後児童クラブです。国が財政的な支援を一步進めたこの機会に、市の放課後児童クラブもひとつ前に進み、勤務形態を検討する考えはないのか再度お聞きします。

なお、長時間勤務の体制に変更していく必要はないとの考えの中に、財政面で難しいとの考えはないのかどうか、その点も合わせてお聞きします。

以上で3回目の質問を終わります。

3回目の市長答弁

秋山議員の3回目の御質問にお答えいたします。

放課後児童支援員の勤務形態についてであります。これまで秋山議員に申し上げております答弁は、「国の財政面での支援が拡大されること」や「財政負担が生じるため長時間勤務の実施が難しい」という考えによるものではなく、まずは、「共働き家庭等の保護者や利用する児童に何が必要か」という観点を最優先に考えてのものであります。

この考え方の下、放課後の児童受入れに当たりましても、その準備として、保護者からの連絡の確認、施設内の清掃、職員間の打合せ等を実施するなど、利用する児童のいない時間帯にも支援員を配置し、適切な対応をとっております。

このようなことから、現状の支援員の勤務形態につきましては、長時間勤務の体制に変更していく必要がないものと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

「締め言葉」

財政面で困難だという観点は、現在の取り組みでは考えていないと答弁がありました。

それでは、今後、子供の教育論や発達支援の観点から、意見を積み重ねていきたいと考えます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。